

利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、タンDEM株式会社（以下「当社」といいます）が運営するインドアゴルフ場「TEETOPIA」（以下「本施設」といいます）及びそれに関連するサービスの利用に關し適用します。利用者は本利用規約を遵守し、誠実に利用する義務を負います。

第2条（会員制度・入会手続き）

1. 本施設は会員制とします。本施設に入会した者を以下「会員」といいます。
2. 本施設は体験利用および当社があらかじめ承諾した場合を除き、会員以外の方の単独利用はできません。
3. 本施設に入会するときは、本規約および本施設が入居する建物の諸規則その他当社が定める規約を承諾し、所定の入会手続きをしなければなりません。
4. 当社が会員として適切と判断した申込者は本施設の入会が認められ、本施設を利用することができます。
5. 入会審査を通過しない場合、当社はその理由を一切開示しません。
6. 会員の資格は第三者に貸与または譲渡できません。
7. 法人会員の利用者はその法人の役員および従業員に限ります。

第3条（入会資格）

1. 次の各号のいずれかに該当する者は、本施設の会員になることができません。
 - A) 本規約および本施設の諸規則を遵守できない者
 - B) 入会申込書等に虚偽記載があった者
 - C) 申込者と同一人物であることが確認できない者
 - D) 18歳未満の者(家族会員の場合はこの限りでない)
 - E) 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有すると当社が判断した者
 - F) 刺青、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）のある者で、本施設内において露出を一切行わないことに同意できない者
 - G) 薬物やアルコール等の依存症であると当社が判断した者
 - H) 医師等により運動を禁じられている者
 - I) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疫病を有している者
 - J) 著しく粗暴な言葉遣いや態度が見受けられると当社が判断した者
 - K) 公序良俗に反する行為をする恐れがあると当社が判断した者
 - L) 第14条（退会処分）により退会処分を受けた者
 - M) その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者

2. 会員が前項に該当していることが判明、または入会後に該当したとき、当社はその会員に対して何等の催告をせず退会処分にできるものとします。

第4条（会費、利用料金、入会金等）

1. 会員は本施設の会費および入会金、その他費用（以下「会費等」といいます）を当社所定の方法で支払うものとします。
2. 月額プランの利用期間は1日から末日の1か月間とします。
3. 会員が第11条(退会)に定める方法で退会手続きを完了しない限り、利用契約は1か月ごとに自動的に更新されます。
4. 会員は本施設の会費の当月分を前月20日までに支払うものとします。但し、入会時は入会金、初月会費、翌月会費をお支払いいただきます。初月会費は契約日からの日割り計算とします。計算方法は当社が定めるものとし、支払時期については別途定めます。
5. 会員は実際の本施設利用の有無、多少に関わらず、当社が別途定める会費等を全額支払う義務があります。一旦支払った会費等は原則返還されません。
6. 当社は会費等の改定を行なうことができます。その場合は適用日の2週間前までに第29条（通知・予告）に定める方法で各会員に告知します。会員が変更後の価格の適用日までに退会手続きを行わない場合、当該変更後の価格に同意したものとみなします。
7. 会員は会費等を滞納した場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して当社が指定する方法で支払うものとします。その際に必要な振込手数料等の費用は当該会員の負担とします。
8. 当社は会員が下記行為を行なった場合、追加料金を会員に請求することができます。
 - A) 規定の利用時間を超過して本施設を利用したとき
 - B) 月間3回以上の直前キャンセルおよび無断キャンセルを繰り返したとき
 - C) 規定の利用人数を超過して本施設を利用したとき

第5条（家族会員）

1. 家族会員の契約をした者を「主契約者」といいます。
2. 主契約者は契約時に家族会員として入会する他の方の必要情報を提示し、当社が適格と認めた場合登録することができます。
3. 家族会員の対象者は2親等以内の者とします。
4. 家族会員の人数は主契約者含め3名を限度とします。
5. 家族会員は16歳以上とします。
6. 家族会員は主契約者が退会、またはその他の理由により会員資格を喪失した時は、

当然に他の会員一同も会員資格を喪失するものとします。

7. 主契約者は家族会員に対し、本規約を遵守させるものとします。家族会員は各自規約を承諾したものとし、当社はその者に本規約の条項を適用することができます。
8. 主契約者は家族会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を果たさなければなりません。

第6条（会員以外の本施設利用）

1. 本施設は会員が同伴することを条件に、同伴者に本施設の利用を認めます。会員が同伴できる最大人数は会員本人含め個室は4名、オープン打席エリアが3名、ジムは1名(本人のみ)を限度とし、予約時に申請するとします。なお、当社が個別に定めるプランやイベントにおいては、上記と異なる取扱いがされる場合があります。
2. 会員の同伴者が本施設を利用する場合、会員が同伴者に本規約その他規則を遵守させ、連帯して一切の責任を負うこととします。当社は同伴者に本規約の条項を適用することができます。
3. 会員以外の第三者のみの利用や、入室時に会員が解錠して第三者のみに利用させることはできません。万一、第三者のみの利用を行なった場合は第14条（退会処分）に基づく退会の対象となります。

第7条（入会管理システム）

1. 当社は会員に対し、入退室管理システムのアプリケーションその他本施設利用に必要なシステムの使用を許諾します。
2. 会員が本施設に入室する際は、入退室管理システムを使用するものとし、使用できない場合は本施設を利用することはできません。
3. 入退室システムは会員資格をもつ者のみが使用でき、第三者が使用することはできません。万一、権利を貸与した場合は第14条（退会処分）に基づく退会の対象となります。
4. 会員は当社が会員資格の提示を求めた場合は、これに応じなければなりません。

第8条（利用方法）

1. 本施設はスタッフが常駐せず、会員自身で施設を利用するものとします。
2. 会員は本施設の設備を適切に利用し、他の利用者に対して迷惑をかけないよう努めるものとします。
3. 会員は本規約及び別に定める料金表を同意の上、当社と入会契約を締結することにより本施設を利用する権利が与えられます。利用する際は予め利用時間枠、打席等の利用条件を選択して予約を行なうものとします。
4. 予約は利用希望時間の15分前まで予約可能です。

5. 利用枠のご予約は2枠までとなります。予約した枠を消化しないと次の予約は取れません。
6. 利用時間は事前に予約した時間枠内とします。
7. 利用時間には準備および後片付け時間を含みます。また、設備の利用後は会員自身で利用前の状態に戻さなければなりません。
8. 会員が利用条件の変更手続きを行わずに利用時間の延長等の利用条件を変更した場合、第10条（禁止事項）1項に該当し退会処分となります。
9. 予約のキャンセルは会員が予約した利用開始時間の1時間前までに予約システムより行なうものとし、それ以降のキャンセルはできません。
10. 本施設に持ち込んだゴミ等は全て持ち帰るものとします。

第9条（プランの変更）

1. 会員は別途定める手順に従い、プランを変更することができます。
2. 会員がプラン変更を行なう際は変更希望月の前月10日までに手続きを行なうことにより、翌月1日からプランが変更となります。各月11日以降にプラン変更手続きを行なった際は翌々月1日からプラン変更となります。
3. プラン変更により発生する月額利用料の差額精算は行ないません。

第10条（禁止事項）

1. 会員および会員の同伴者は、次の各号を禁止事項とします。当社は禁止事項に違反した会員に対して、相当期間の入室禁止、退場または退会処分その他当社が必要と判断した措置を取ることができます。
 - A) 本規約その他当社が定める規則、本施設の諸規則、慣習上のルール、公序良俗、当社の説明および指示に反する行為
 - B) 予約した場所や時間以外の使用。又、当社の承認なく利用時間を延長する行為
 - C) 当社の許可なく、ゴルフおよびトレーニング以外の目的での使用
 - D) 当社の許可なく、パーソナルトレーニングやレッスン、またはそのように評価される活動
 - E) 外傷、皮膚疾患、伝染病、感染症、極度に精神的不安定、認知症等の症状がある者の本施設利用
 - F) 大声や奇声を発する行為、または他の利用者や当社スタッフが迷惑、恐怖を感じる行為
 - G) 本施設または入居する建物内での喫煙（電子タバコも含みます）、飲酒および酒気帯びでの本施設利用
 - H) 清涼飲料水を除いた飲食をする行為
 - I) 刃物・薬品等の危険物、または他の利用者や本施設・器具を傷つける可能性の

ある物品を本施設、または入居する建物へ持ち込む行為

- J) 動物の持ち込み行為や本施設出入口付近につなぐこと。但し、盲導犬、補助犬等は除く
 - K) 本施設または入居する建物内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、賭博・勧誘行為、政治・宗教活動、許可のない他の利用者の写真・ビデオ撮影・録音等、アンケート協力等の依頼行為、署名活動、施設の目的にそぐわない行為、営業妨害とみなされる行為
 - L) 直接、間接に関わらず、他の利用者やスタッフまたは当社への誹謗中傷、暴力的・性的言動、拘束、威圧、威嚇、迷惑行為、あらゆる種類のハラメントや不快にさせる行為、プライバシーを侵害する行為
 - M) 会員への他施設への勧誘および当社スタッフへの退職の勧誘、他社への就職あつせん、引き抜きその他これらに類する行為
 - N) 同業または競業を目的とした本施設利用
 - O) 正当な理由なく他者の所持品に触れる行為
 - P) 当社から本人確認書類の提示を求められたときに、その求めに速やかに応じない行為
 - Q) 本施設の利用を認められていない者を会員が同伴させる行為。または利用を認められた人数を超えての同伴行為
 - R) 会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他会員本人以外の第三者に使用させる行為
 - S) 会員が予約、または解錠作業のみを行ない、第三者に本施設を利用させる行為
 - T) 6歳未満のお子様の同伴ならびに利用
 - U) 設備や什器、備品、計測機器、トレーニング機器等の損壊、汚損、窃盗する行為。また、備付のゴルフクラブやボール、トレーニング用品等を持ち出す行為
 - V) 使用した備品等の放置、ゴミを放置する行為
 - W) 立ち入り禁止区域へ立入る行為
 - X) 刺青、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）のある者で、本施設内において露出すること
 - Y) 本施設の秩序を乱し、またその名誉、信用もしくは品位を傷つける言動
2. 打席内において以下の行為をすること
- A) 打席以外、打席での打席幅を超えるようなスイング(素振り等)
 - B) プレーヤー以外の打席への立入り
 - C) スパイクシューズやヒールが高いもの等の履物

第11条（退会）

1. 会員は当社所定の手続きを行なった上で、希望する月の月末をもって退会すること

ができます。お電話での申請は受付けておりません。

2. 退会手続きは退会を希望する月の 10 日までに行なうものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。11 日以降に退会手続きを行なった場合は翌月末日をもって退会となります。
3. 退会手続きが完了していない間は本施設の利用がない場合でも通常の会費等が発生します。
4. 会費等の未納分がある場合は第 1 項の退会手続きと同時に完納しなければなりません。
5. 会費等は退会が月の途中であっても当該月分を全額支払わなければなりません。
6. 会員が当社に届出た連絡先に対して、当社より応答を求める連絡をしているにもかかわらず、当該会員が 2 ヶ月間応答しなかった場合は、第 14 条（退会処分）に基づく退会とします。
7. 家族会員の主契約者が退会した場合、その他の家族会員も本施設の利用権利が無くなり、各自速やかに退会の手続きを取らなければなりません。退会手続きを行わない場合は、当社が自動的に退会手続きを行ないます。

第 12 条（休会）

会員は本施設を休会することはできません。

第 13 条（届出等）

1. 会員は入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければなりません。
2. 当社から会員への諸通知等は会員から届出のあった住所またはメールアドレス等宛に行ない、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等の場合でも当社は発送後の責を負いません。

第 14 条（退会処分）

1. 当社は会員および会員の同伴者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を本施設から強制的に退会させること（以下「退会処分」といいます。）ができます。
 - A) 本規約および諸規則を遵守しないとき
 - B) 本施設内外に関わらず法令、条例または公序良俗に反する行為を行ない、本施設の運営に影響が生じうると当社が判断したとき
 - C) 第 3 条（入会資格）に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき（入会時に虚偽申請をした場合や入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます）

- D) 第6条3項、第7条3項、第10条1・2項、第11条6項に該当したとき
 - E) 本施設において、会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき
2. 当社は退会処分となった会員に対して前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。
 3. 退会処分となった会員は処分時から将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することができません。

第15条（資格喪失）

会員は次の各号の場合、自動的に会員資格を喪失します。

- A) 退会または退会処分
- B) 後見開始の審判を受け、被後見人（被補助人、被保佐人を含む）となったとき
- C) 家族会員については、主契約者が退会したとき
- D) 法人会員については、その法人を退任または退職したとき
- E) 死亡または当社の解散
- F) 本施設を閉鎖したとき

第16条（会員資格の譲渡禁止等）

会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為や相続その他の包括継承はできません。

第17条（営業時間及び休業日）

当施設は年末年始及び、設備点検・修理、施設の改装など当施設が別途定める日を休業日とします。

その他休業日となる場合には事前にその旨をホームページまたは SNS 等で告知します。

第18条（利用制限）

1. 本施設は次の各号のいずれかにより、当社が営業することが困難または営業すべきでない判断するときは本施設の全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
 - A) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等により会員にその災害がおよぶと判断し、営業が困難と認めるとき
 - B) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき
 - C) 電波障害、施設内機器故障、施設停電など本施設が営業することが困難、または営業すべきでない事情が生じたとき。またその恐れがあるとき
 - D) 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由

が発生したとき

- E) 伝染病、感染症の感染拡大対策が必要と判断したとき
 - F) その他当社が休業を必要と認めるとき
2. 前項の場合、事前にその旨をホームページまたは SNS 等で告知します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 19 条（閉鎖・変更）

1. 本施設は次の各号のいずれかにより、本施設の全部または一部を閉鎖もしくは変更することがあります。
- A) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等により会員にその災害がおよぶと判断し、営業不可能と判断したとき
 - B) 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由により経営上やむを得ない事由が発生したとき
 - C) 当社に経営上等やむを得ない事由が発生し、3 ヶ月前に予告のうえ解散したとき。但し、解散の原因が天災地変、気象災害、地震、公権力の命令、強制その他不可抗力である場合は上記の予告期間を短縮できるものとする
2. 本施設の閉鎖・変更の場合でも会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、当社は会員に対し特別の補償は行ないません。

第 20 条（賠償責任）

1. 本施設または入居する建物内で発生した紛失、盗難、傷害、破損その他事故等の損害に対して、当社の故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員および本規約上本施設利用を許諾された者は、自己の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、速やかに当社に連絡し、その賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員は同伴者の責に帰すべき事由により発生した損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。
4. 会員または会員の同伴者が第三者に損害を与え、当社が会員に代わり第三者に対して賠償を行なった場合、当社は会員に対し当該賠償額の求償を行なうことができます。

第 21 条（事故処理）

1. 会員は本施設利用中に事故や怪我が発生した場合、直ちにその状態を当社に連絡しなければなりません。
2. 前項に関し、会員は当社および当社が契約している保険会社が必要とする書類また

は証拠となるものを遅滞なく提出しなければなりません。

第 22 条（不可抗力事由による免責）

1. 当社は会員の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難その他の不可抗力の事由により、本施設の提供ができなくなった場合はこれにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。
2. 当社は当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、計測機器の不具合、トレーニング機器の不具合、他の会員による本施設明け渡し遅延、スマートフォン・インターネット接続等の通信障害、本施設のシステム不具合、その他の不可抗力事由により、本施設の設備・備品等の提供ができなくなった場合はこれにより生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。
3. 本施設利用中に会員または会員の同伴者の不注意により発生した事故および怪我について、当社に故意または過失のない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 23 条（退出時の設備・備品等の確認）

会員は本施設を退出する際に本施設の設備、備品等を定められた場所に返還するものとします。通常使用による摩耗を除き、汚損、破損や紛失等が会員または会員の同伴者の責に帰すべき事由によるときは、本施設利用開始時の状態とするために必要な費用を当該会員が負担するものとします。

第 24 条（残置物の取扱）

1. 会員は退室時に本施設内に会員または同伴者が残置した物品がないことを自らの責任において確認するものとします。
2. 当社は会員または会員の同伴者が残置物を遺留したことによって生じた損害について何らの賠償責任を負わないものとします。
3. 当社が会員または会員の同伴者の残置物を回収した際は、所轄の警察署に遺失物として届出て引き渡します。但し、財産価値がなく、保管が困難な残置物は直ちに廃棄することができるものとします。
4. 会員または同伴者が本施設に残置した物品を処分または処理するために要した費用は、予約をした会員が全額負担するものとします。

第 25 条（防犯システム）

会員は当社が防犯目的で本施設内（更衣室は除く）に防犯カメラシステムを設置し、撮影・録画することを予め了承します。

第 26 条（知的財産権）

本施設が提供する全てのサービス、デザイン、商標、ロゴ、ソフトウェア、その他の知的財産権に関する権利は当社または関連会社に帰属します。いかなる手段においても知的財産権を侵害する行為は禁止します。

第 27 条（著作権）

本施設が提供する文章、画像、動画、音声などは著作権によって保護されています。いかなる手段においても著作権を侵害する行為は禁止します。

第 28 条（再委託）

当社は本施設運営に関する業務の全部または一部を第三者に委託し行なわせることができます。当該第三者に業務遂行に必要な範囲で会員の個人情報を提供することがあり、会員はこれを了承します。

第 29 条（通知・予告）

本規約に関する通知または予告は、本施設所定の場所に掲示する方法または電子メール、SNS 等の方法により行ないます。

第 30 条（本規約その他諸規則の改定）

1. 当社が必要と判断したときは、会員に対して事前に告知または通知することにより、本規約を改定することができます。
2. 前項により改定された事項については改定日から全ての会員に適用されます。

第 31 条（個人情報）

当社は個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、会員の個人情報はじめとする全ての個人情報を安全かつ適切に取扱いします。プライバシーポリシーは本施設ホームページに掲示します。

第 32 条（適用法および専属的合意管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とします。会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条（規定外事項）

本規約に定めのない事項ならびに規約の解釈に疑義が生じたときは、会員と当社が誠意をもって協議しその解決にあたるものとします。